（畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の畜産経営の安定に関する法律施行令第十条第三号の規定は、この政令の施行の日以後に関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告をする畜産経営の安定に関する法律第十七条第一項に規定する指定乳製品等について適用し、同日前に当該申告をした当該指定乳製品等については、なお従前の例による。

農林水産大臣　吉川　貴盛
内閣総理大臣　安倍　晋三

資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十七号

資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項ただし書中「第二項（」を「第二項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十九条（これらの規定（法第二十六条を除く。）を」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条第二項中「第二項」の下に「（これらの規定を法附則第六条、第八条第二項又は第九条第三項の規定により適用する場合を含む。）」を加える。

第二十九条第一項ただし書中「第二項」の下に「、第五十五条、第五十六条第一項及び第二項並びに第五十八条」を加える。

第三十条第一項ただし書中「及び第二項」の下に「、第六十三条の十六、第六十三条の十七第一項及び第二項並びに第六十三条の十九」を加え、「。次項において同じ」を削り、同条第二項中「第二項」の下に「（これらの規定を情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定により適用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第七十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一及び別表第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

総務大臣　石田　真敏

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～155　略］	［2～155　同上］
156　法別表第一の百七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	156　［同上］
一　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第八条の不動産鑑定士試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書の提出に対する応答	一　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三条の不動産鑑定士試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書の提出に対する応答
［二～七　略］	［二～七　同上］
［157～173　略］	［157～173　同上］
（法別表第五の総務省令で定める事務）	（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
［2～52　略］	［2～52　同上］